

三重県からのお知らせ

廃棄物監視・指導課の取組状況

① 産業廃棄物監視・指導状況

(1) 監視体制の整備

昭和62年度に県庁内に専属の産業廃棄物監視担当を2名配置し、県内の産業廃棄物処理業者等の監視を開始しました。以降、体制を年々強化し、平成27年7月時点で、警察官3名、警察官OB6名を含む20名の体制となっています。

【フリーダイヤル（通話料無料）及びメールアドレス】

廃棄物ダイヤル110番 0120-53-8184 (ごみはいやよ)
廃棄物ファックス110番 0120-53-3074 (ごみみえなし)
廃棄物メール110番 gomi110@pref.mie.jp (ごみ110番)

県民の皆さん等からの情報を提供いただけるよう、フリーダイヤルの廃棄物ダイヤル110番及びファックス110番を開設しています。さらに、平成26年度から新たに廃棄物メール110番を開設しました。皆さまからの不法投棄等に関する情報提供に対しては、速やかに現場の確認を行い、適切な対応に努めています。

(2) 監視・指導の状況

不法投棄等の不適正処理事案については、依然として後を絶たない状況にあります。そのため、間隙のない監視・指導体制を維持するため課員の資質向上に努めるとともに、プライオリティの設定による効率的な監視活動を実施しています。

表1 監視指導状況の推移

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
延べ監視件数（件）	3,737	3,769	3,170	3,576	3,601
指導件数（件）	953	1,069	1,406	1,879	1,820
指導文書発出数（件）	50	83	134	147	103

また、平成26年度の新たな産業廃棄物の不法投棄件数は19件となり前年度より増加しましたが、量は前年度より減少しました。（表2）

表2 新たに確認された不法投棄事案

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
確認事案数 (数量t)	18 (462)	8 (275)	7 (150)	14 (623)	19 (493)

② 効果的な監視・指導

通常の立入検査のほかにも様々な監視活動を行っています。

県と産業廃棄物協会とは、相互に連携し、合同パトロールや後述の全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける啓発活動や、産業廃棄物の適正処理に向けた取組を行っています。

- (1) 産業廃棄物上空監視（スカイパトロール）
- (2) 産業廃棄物運搬車両路上検査
- (3) 不法投棄監視カメラ
- (4) 民間監視パトロール
- (5) 県及び産業廃棄物協会の合同パトロール

③ 全国ごみ不法投棄監視ウィークの取り組み

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」には県民、事業者、産業廃棄物協会等の関係団体と行政が一体となって、監視や啓発活動を実施するなど、ごみの不法投棄対策に取り組んでいます。

今年は、同ウィーク中に産業廃棄物協会と合同で、エディオン津北店、イオンモール明和にて、ごみの不法投棄防止に関する街頭啓発を行いました。



【街頭啓発の状況】

三重県産業廃棄物協会から 廃棄物処理法の解説

最近、建設業者の方々から契約について多くの質問を受けています。事項につきましてご回答します。

- Q：建設を請け負った元請け業者と、元請け業者から工事を委託された下請け業者との関係について
A：平成23年から施行された改正廃棄物処理法では、建設を請け負った元請け業者の廃棄物になります。よって、元請け業者から工事等を委託された下請け業者が廃棄物を運搬する場合には産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。
- Q：建設6団体から発行されている「建設廃棄物処理委託契約書」の記載方法について、事業者（甲）とはだれになるのか。
A：元請け業者になります。また、委託業務の内容で、排出場所は工事現場になります。工事現場が複数の場合はそれぞれ工事名が異なること、排出場所が異なること、工事期間も異なることから、面倒でも必ず1工事、1枚の契約にしてください。
- Q：契約は、元請け業者（甲）と収集運搬業者（乙）、元請け業者（甲）と処分業者（丙）とそれぞれ契約を締結するが、処分業者が中間処分後の最終処分業者や再生業者を追加した場合や変更した場合は再度契約書の締結をし直さないといけないのか。
A：工事現場から排出される廃棄物が中間処分業者（丙）に搬入され、中間処分後の廃棄物を最終処分業者又は再生業者に搬入する場合は、中間処分業者（丙）は最終処分業者又は再生業者と委託契約を締結し、二次マニフェストを交付することになります。排出事業者（甲）は二次マニフェストの交付先も把握する必要があることから、排出事業者（甲）と処分業者（丙）との委託契約書で最終処分業者や再生業者を追加した場合や変更した場合は、変更契約書を作成し、双方が保管するようしてください。

- Q：排出事業者（甲）と処分業者（丙）は委託契約を締結しているが、契約書に記載されている収集運搬業者が追加或いは変更した場合、再度契約書を締結しなくてはいけないか。
A：排出事業者（甲）は収集運搬業者（乙）と委託契約書を締結し、その旨を排出事業者（甲）と処分業者（丙）との委託契約書に記載することになっています。収集運搬業者が変更される場合は、変更計画書として双方が保管するようにしてください。